

# 第5章 基本理念・将来像・基本方針

## 1. 基本理念

「第2次島田市総合計画」では、市の将来像を「笑顔あふれる 安心のまち 島田」と設定し、将来像に込めた思いのひとつとして、大井川に育まれた水と緑豊かな自然環境の島田に生まれ、育ち、地域でのつながりや支え合いの中で住み続けられるまちづくりを目指しています。

また、「島田市都市計画マスタープラン」では、都市づくりの基本理念として、「成長・拡大」から連携・協働による「縮充・持続可能」な都市づくりへの転換を掲げています。

こうした本市のまちづくり計画を踏まえ、「島田市緑の基本計画」では地域に育まれた自然環境を大切に保全していくとともに、市街地においては持続可能なまちづくりにつながる緑地の整備・管理を目指しています。

さらに、住民が身近で大切だと感じられる緑を認識し、緑に囲まれた生活環境を形成することで、本市への定住や公園等での憩い、維持・保全活動への参画を促進する等、多くの住民による、にぎわいのある将来を想像し、次のとおり設定します。

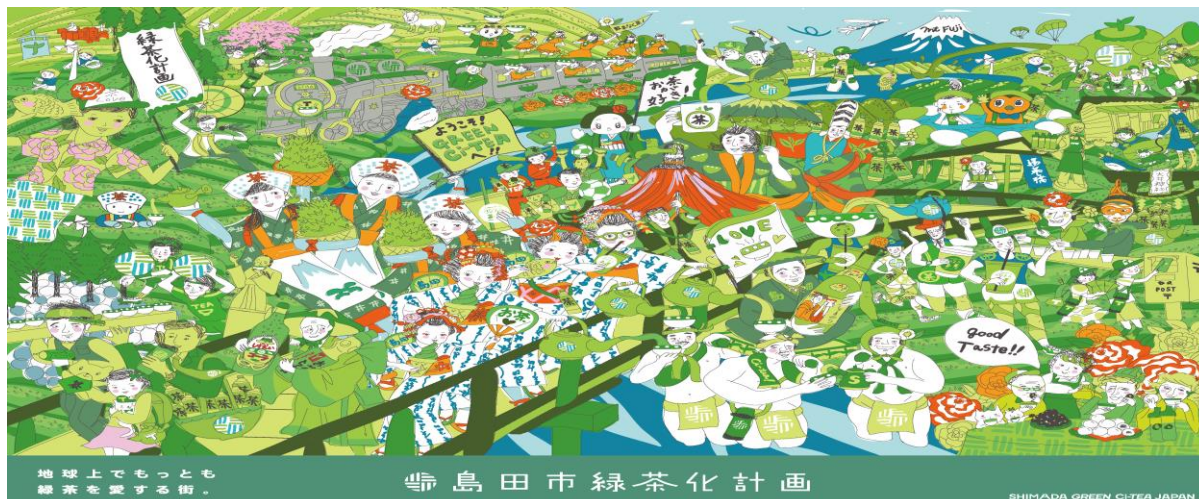
みどりがあふれ 住み続けられるまち 島田

### ■サブテーマの設定

本市の市街地は、大井川扇状地の上部部に形成され、大井川を軸として広がる市街地と農地（茶畑等）、それを囲む斜面緑地と北部の樹林地の広がりにより、全体として緑の多い景観を形成しています。これらの河川、農地、斜面緑地等は、本市を特徴づける都市の骨格となっています。これらの島田市の特徴を具体的にイメージできるよう以下のとおりサブテーマを設定しました。

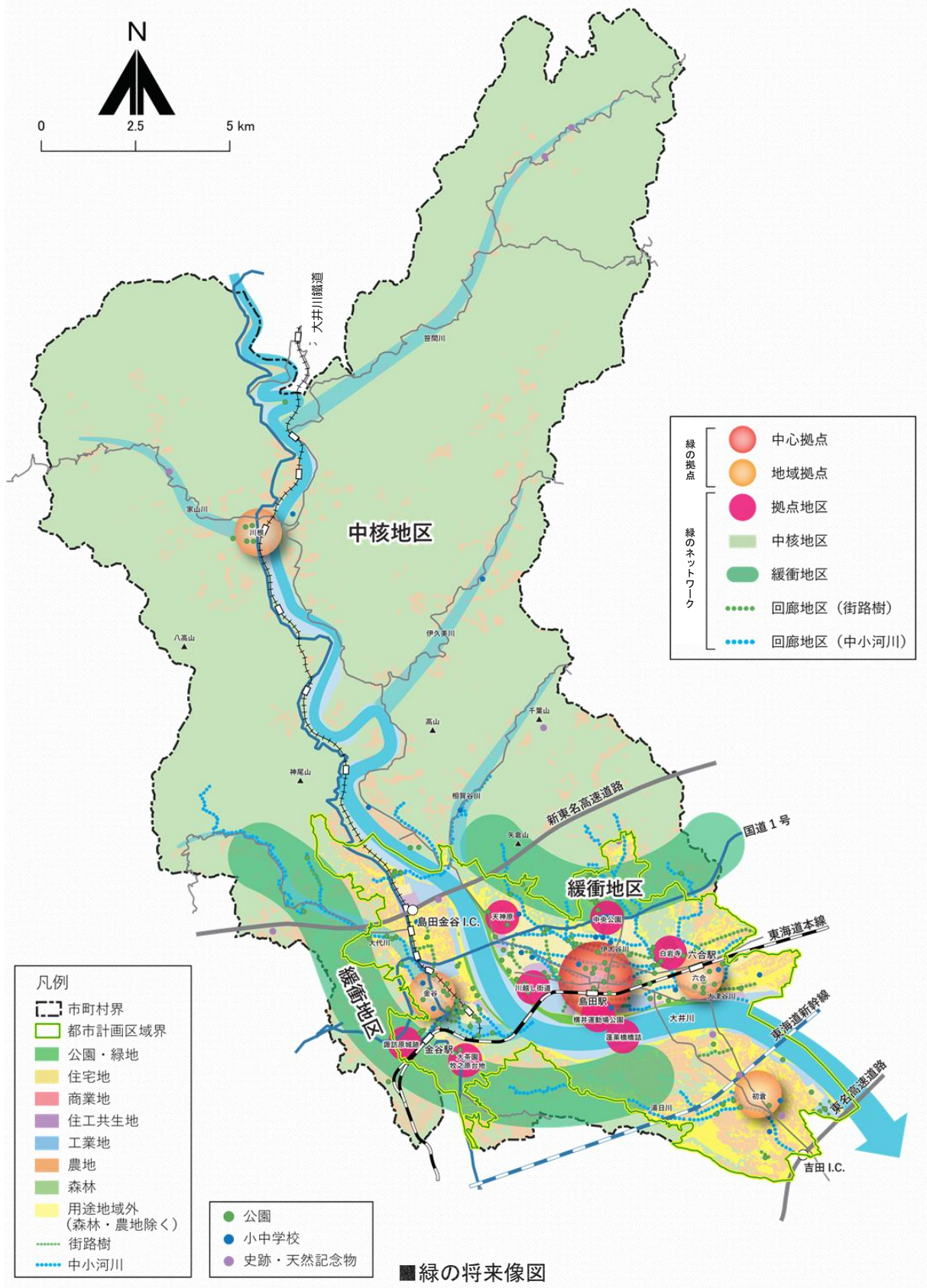
～市の南北を結ぶ大井川が育む 自然と都市の調和 Ci-TEA～

本計画において、「Ci」はCivic（市民の）を表し、自然と都市の調和は、二つの要素が絶妙なバランスを保つことで、市民が一杯のお茶を飲んでいるかのような落ち着きと癒しをイメージしています。



## 2. 緑の将来像

緑の基本計画の基本理念の実現にあたり、次のとおり将来像を定めます。



## I. 都市の拠点

中心拠点、地域拠点周辺においては、医療・福祉・商業といった都市機能の誘導や公共交通の充実等により歩いて暮らせる都市づくりを推進します。また、公園・緑地や水辺の活用、都市緑化、良好な建物の景観形成等により質の高い生活を支える都市づくりを推進します。

### 中心拠点

中心拠点については、島田駅・図書館・市役所等、高次の都市機能を有し、本市の中心となる拠点として位置付けます。今後も都市機能（医療・福祉・商業・子育て支援施設等）の維持や充実を図り、多様な居住形態が可能となる地域として居住の誘導を行います。

### 地域拠点

地域拠点については、六合・初倉・金谷・川根の公民館周辺を地域の中心となる拠点として位置付けます。今後も、都市機能（医療・福祉・商業・子育て支援施設等）の維持や充実を図り、良好な居住環境を創出する地域として居住の誘導を行います。

## II. 緑のネットワーク

中核地区となる市域北部の樹林地の保全を基本として、樹林地と市街地の緩衝地区にあたる斜面緑地や農地の保全を図ることで環境負荷を軽減させます。さらに生物の移動空間（回廊空間）となる街路樹や中小河川により、緑地の軸の形成を図ります。

また、拠点地区はレクリエーションや動植物の生息・生育に資するため、公園や社寺林と併せて公共施設用地や民有地等の緑化を促進し、快適で持続可能な都市環境の創出を図ります。

### 中核地区

市域北部の樹林地は、水源かん養や地球温暖化防止、多様な生き物の生息・生育地等の公的機能を有することから、保全を基本とした地区として位置づけます。

### 緩衝地区

市街地を取り囲む斜面緑地や茶園は、樹林地と市街地の緩衝帯となり、土砂の流出の防備や景観の形成等、保全と活用を基本とした地区として位置づけます。

### 拠点地区

自然、歴史及び観光等の資源が集積する、まちのにぎわいの向上に資する観光・交流拠点においては、地域資源を生かした公園・緑地を配置する地区として位置づけます。

### 回廊地区（街路樹）

### 回廊地区（中小河川）

丘陵地や都市公園、社寺林等を結び、生物の移動空間となる街路樹や中小河川を回廊地区として位置づけます。

### 3. 基本方針

基本理念の実現に向けた、本計画の基本方針を以下のとおり設定します。

#### 緑の保全の方針

##### ■基本方針1：島田市を特徴づける緑の保全

本市の中心を流れる大井川の周辺に広がる茶園風景や丘陵地は、本市を特徴づける都市の骨格となっていることから、まとまった緑地としての保全を図ります。

本市の各地区に分布する社寺林や天然記念物の樹木、花の名所等は、歴史・文化に根ざした景観を形成し、地域住民の交流の場となることから、適切な保全により後世へ残して行きます。

##### ■基本方針2：生物多様性の確保に資する緑の保全

市域北部の樹林地、大井川中流域、茶園等は、本市の貴重な動植物の生息・生育地となることから、生物多様性確保に資する緑地として保全を図ります。

公園・緑地でのレクリエーション活動やの管理等を通じて、市民や事業者の自然環境や生物多様性への理解を深めます。

#### 緑の創出の方針

##### ■基本方針3：グリーンインフラとして多様な機能を発揮する緑の創出

都市にある緑地は、生き物の生息地、住民の憩い空間の提供、騒音・風害の影響緩和、にぎわい空間の形成等、多様な機能を発揮し、グリーンインフラとして都市環境の改善に資することから、拠点又は軸となる公園や河川、道路等の緑化を図ります。

また、火災時の延焼防止や避難場所となることから、防災・減災機能を持った公園等の適切な配置を図ります。

農地は保水機能を持ち、市街地周辺の斜面緑地は土砂の流出や土砂崩壊の防備に資する等、防災機能を持つことから、洪水浸水想定区域周辺の農地や斜面緑地等の樹林地の保全を図ります。

#### ■基本方針4：住民ニーズや機能を踏まえた公園・緑地の見直し・整備

本市の都市公園の整備状況を見ると、住民1人当たりの公園面積は約10.7㎡と基準値を満たす整備率となっています。しかし、都市計画決定されたものの長期間未整備となっている公園や、地域間における配置のバランスに不均衡が見られます。このため、長期間未整備となっている都市計画公園については、代替機能の有無や住民ニーズを踏まえ見直し・再編を図り、維持管理の効率化に配慮した公園施設の整備を検討します。

### 緑の育成の方針

#### ■基本方針5：協働による緑の維持等、管理体制の再構築

現在、緑化ボランティア団体や事業者との連携により、公園・緑地の緑化や維持管理が行われていますが、住民の高齢化等により、管理ができない状況も発生しています。このため、多様な住民参加の促進や支援により、管理体制を再構築していきます。

また、公園・緑地の整備に伴い、公園施設の安全性・機能性の確保を図ることが必要となることから、公園施設長寿命化計画に基づく遊具等の公園施設の適切な更新・管理を図ります。